名子第三区产品

内閣衆質一九六第三四八号

平成三十年六月十二日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長大島理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出平成二十七年二月の加計学園理事長の総理大臣官邸の訪問の有無に関する再質

問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出平成二十七年二月の加計学園理事長の総理大臣官邸の訪問の有無に関する

再質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、 内閣総理大臣官邸への入邸に当たっての訪問予定者の確認

手続及び総理大臣官邸訪問予約届の取扱いについては、先の答弁書(平成三十年六月一日内閣衆質一九六

第三一二号)一から五までについてでお答えしたとおりである。これ以上の内閣総理大臣官邸への入邸に

関する事柄の詳細について明らかにすることは、 今後の内閣総理大臣官邸の警備に支障を及ぼすおそれが

あることから、お答えを差し控えたい。

五について

お尋ね の趣旨が必ずしも明らかではないが、 御指摘の「入邸記録」の 「確認」については、 平成三十年

五月二十三日の参議院本会議において、 菅内閣官房長官が「官邸への入邸記録については、 使用目的終了

遅滞なく破棄する取扱いとされております。その上で、平成二十七年二月二十五日に加計理事長が官

邸に来訪したかどうかについて、 念のための、 当時の入邸記録が残っていないか調査を行いましたが、 確

認できませんでした。 御指摘の総理の面会につきましては、既に総理御自身が、平成二十七年二月二十五

旦 加計理事長とお会いをしたことはありませんと説明されているとおりであります。」と答弁したとお

りである。

六について

お尋ねについては、平成三十年五月二十三日の衆議院厚生労働委員会において、安倍内閣総理大臣が

「官邸においても自宅においても、記者の皆さんが出入りする人の名前を逐一確認をしておりまして、こ

れも確かめたところでございますが、首相動静にも載っておらず、自宅も含めて会っていないというのは、

今までも申し上げてきたとおりであります。」と答弁したとおりである。